

外部機関に委託する動物実験等の動物実験審査申請書及び動物実験計画書を記入する際の留意点について

—[動物実験計画書作成時及び審査における基準も同時に参照のこと]—

(1) 「動物実験審査申請書」の記入について

- 「動物実験審査申請書」には、当該動物実験等が、外部機関に委託し実施されることが明瞭にわかるよう「外部委託」等を朱書き等で記入すること。
- 委託先が既に明らかな場合は、外部機関名も記入すること。
- 動物実験責任者の所属及び氏名は、所内の職員であること。
- 動物実験責任者と外部委託契約者が異なる場合は、そのことがわかるように記載すること。

(2) 「動物実験計画書」の記入について

I. 実験について

- 1 項： 所内実験に同じ
- 2 項： 予めわかる場合は記入するが、原則として「委託先に委任」と記入することで可。
但し、委託仕様書に示したように、「動物実験を実際に担当する者の教育訓練記録」を入手し、動物実験実施者の熟練度の判断の資料とすること。
- 3 項： 所内実験に同じ
- 4 項： 所内実験に同じ（動物実験審査申請書の記載に同じであること）
- 5 項： 所内実験に同じ
- 6 項： 所内実験に同じ（定型的な動物試験でガイドライン等がある場合は、その名称も記載すること）

II. 動物と飼育環境について

- 7 項： 所内実験に同じ
- 8 項： 所内実験に同じ
- 9 項： 所内実験に同じ
- 10 項： 所内実験に同じ
- 11 項： 「委託先に委任」で可
- 12 項：
 - 所内で審査を受け「動物実験計画承認書」を得るとともに、外部機関においても同様の手続きを踏み、「外部機関の動物実験計画承認書」を得た後に、動物実験が実施されること。
 - 予定日として日付を記入することは可（予定と但し書きを記入すること）
- 13 項： 「委託先に委任」で可
- 14 項： 基本的には「委託先に委任」することになるが、温度、湿度等予めわかる場合はその数値を記入すること。
- 15 項： 所内実験に同じ
- 16 項： 基本的には「委託先に委任」することになるが、指定する条件があれば、明確に記載すること。
- 17 項： 所内実験に同じ

Ⅲ. 動物実験の倫理的配慮について

- 18 項: 委託先での過誤がないよう明確に記載すること。
- 19 項: 委託先での過誤がないよう明確に記載すること。特に疼痛の程度と軽減措置は必ず記載のこと。
- 20 項: 委託先での過誤がないよう明確に記載すること。特に疼痛の程度と軽減措置は必ず記載のこと。
- 21 項: 以下に例文を示す。
「供試動物が、摂餌・摂水ができない状態、異常な姿勢や行動、苦悶状態、呼吸異常、急激な体重減少等を示したり、腫瘍が発生した場合等について、熟練者が観察し回復不能と判断した場合は、速やかに安楽死(具体的な方法を記載)させる」
- 22 項: 動物実験実施者及び飼養者の被験物質の暴露による被害を防止する方法を具体的に指示することは、所の責任の重要事項であるため、その方法について詳細に記載すること。
- 23 項: 被験物質による環境の汚染を防止する方法を具体的に指示することは、所の責任の重要事項であるため、その方法について詳細に記載すること。
- 24 項: 委託先での動物の逃亡防止方法は、外部機関の設備によるものであるが、少なくとも括弧内(ラベル記載匹数……二重ドア等)の事項は記載すること。
- 25 項: 委託者の責任として、この実験による動物の疼痛の程度を受託者に認識させ、必要な観察、エンドポイント、安楽死等の処置の参考とする。
- 26 項: 必要に応じて、所内動物実験委員会へ相談すること。